

資料11

その他の報告

福岡県生物多様性戦略の改定について

福岡県生物多様性戦略第2期行動計画の策定について(概要)

福岡県生物多様性戦略(平成25年3月策定)

生きものを支え、生きものに支えられる
幸せを共感できる社会を目指して

● 4つの行動目標 (2013-2022年の10年間に達成すること)

私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

生物多様性を支える基盤と
ネットワークを構築します

生物多様性の保全と再生
を図ります

生物多様性の持続可能な
利用を図ります

■ 第1期行動計画 (2013-2017年の5年間) …… 基盤整備期間

13の重点プロジェクトと 200の施策

■ 第2期行動計画 (2018-2022年の5年間) …… 取組展開期間

● 目指す社会 (2050年に実現すること)

生きものを支え、生きものに支えられる
幸せを共感できる社会

◆ 位置付け

- ・本県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、生物多様性に関する基本計画
- ・「福岡県環境総合ビジョン」の下位計画、「生物多様性国家戦略」と整合
- ・生物多様性基本法第13条に基づく法定計画(努力義務)

◆ 戦略の概要

「豊かな自然の恵みを持続的に享受できる自然共生社会」を実現するため、平成25年度から10年間にわたり行うべき4つの行動目標を設定

- 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます
- 生物多様性の保全と再生を図ります
- 生物多様性の持続可能な利用を図ります
- 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

行動目標を達成するために2期に分けて、「行動計画」を定め取り組むこととしている。第1期(平成25年度から5年間)が終了することから、第2期行動計画(平成30年度から5年間)を策定するもの

◆ 第1期での取組(13の重点プロジェクトと200の施策)

<重点プロジェクト>

- ・福岡県生物多様性Webサイトの開設
- ・県民行動リストの作成
- ・福岡県レッドデータブックの改訂
- ・福岡県公共工事生物多様性配慮指針の策定
- ・福岡県緑化ガイドラインの策定 等

<施策>

- ・子どもエコクラブや地域環境協議会事業での自然観察会の実施
- ・川づくり発表会の開催
- ・荒廃森林の再生事業の実施
- ・田んぼの生きもの調査の実施 等

第1期行動計画の取組状況の検証・評価、社会情勢の変化の反映

策定の4つの視点

① 生物多様性の保全と持続可能な利用が魅力的で活力ある地域づくりに貢献する
—生物多様性が魅力ある地域づくりに貢献する視点を導入する

② 生物多様性の持つ多様な機能を活用した土地利用の視点を導入する
—グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)などの視点を導入する

③ 経済・社会活動の向上と生物多様性の保全が両立する持続可能な社会を実現する
—各施策とSDGsの関連づけを行い、持続可能な社会の実現に向けた施策体系を提示する

④ 生物多様性の主流化に向けた取組を強化する
—農林水産業及び観光業を含む様々な県の施策において生物多様性の視pointsの導入を強化する

福岡県生物多様性戦略第2期行動計画の策定(平成30年3月)

13の重点プロジェクトと150の施策を実施 (●:重点プロジェクト、○:施策)

1. 暮らしのなかで生物多様性を育みます

- 県民への普及啓発
● 県民参加型の生きもの調査の実施
- 教育・学習の機会を活用した啓発
● 環境教育副読本の利用促進
- 自然とのふれあいの推進
○ 自然公園等におけるふれあい活動の推進
- 生物多様性に配慮したライフスタイルの浸透
○ 地産地消の推進
○ 県民行動リスト普及促進
- 生物多様性を活用した魅力ある県土づくり・地域づくり
● まちとむら交流促進(新)
○ 自然景観等を活かした観光の推進(新)

等 24(●:3、○:21)の取組

2. 生物多様性の保全と再生を図ります

- 生態系ネットワークの形成
○ 水域(河川、水田、ため池等)を結ぶ生態系ネットワークの形成と保全の推進
- 重要地域の保全
● 生物多様性の保全上重要な地域の抽出と保全の促進
● 英彦山及び犬ヶ岳生態系回復事業
- 野生生物の適切な保護と管理
● レッドデータブック改訂に向けた基盤整備
● 野生生物の保護に関する方針の策定
● 野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進
● 侵略的外来種防除マニュアルの作成(新)
- 地球温暖化対策との連携
○ 地球温暖化対策実行計画に基づいた総合的な施策の推進
- 環境影響評価制度の適切な運用
- 生物多様性に配慮した公共工事の推進
○ 公共工事配慮指針に基づいた工事の推進
○ 森里川海をつなぐ総合的な生物多様性保全の取組の実施

等 79(●:6、○:73)の取組

3. 生物多様性の持続可能な利用を図ります

- 生物多様性に配慮した農林水産業の推進
● 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策
○ ふくおかエコ農産物の取組の推進
○ 資源管理計画に基づく水産資源管理の推進
- 里地里山里海の適切な利用と管理
○ 農村が有する多面的機能の発揮に向けた農地・水路等の保全活動の推進
○ 海岸漂着ごみ対策の推進

等 35(●:1、○:34)の取組

4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

- 行政施策への浸透
● 県の各種計画における生物多様性保全等の視pointsの導入
- 多様な主体の参画促進
● 県民一体となった生物多様性保全活動の推進(新)
- 連携促進によるネットワーク化
○ NPOや企業等との協働促進
- 人材育成と活用
● 生物多様性アドバイザー制度の利用促進
- 調査研究の推進
○ 生物多様性地理情報システムの充実に向けた情報収集の推進

等 25(●:3、○:22)の取組